

(目的)

第 1 条 この要綱は、認証保育所において保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることに要する経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減すること、保育人材の確保及び保育の質の維持・向上を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年 3 月世田谷区条例第18号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年 4 月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。）及び世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において「認証保育所」とは、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 1 3 年 5 月 7 日 1 2 福子推第 1 1 5 7 号。以下「都要綱」という。）に規定する要件を満たし、東京都知事の認証を受けた施設をいう。

(補助金の交付の対象となる事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育士の勤務環境改善に取り組むために、次に掲げる要件をすべて満たす保育補助者を雇い上げる事業とする。

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日以降に雇用する者であること。
- (2) 保育士資格を有していない者であること。
- (3) 次の要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者であること。
 - イ アと同等の知識及び技能があると民間保育所等が認めた者であること。
 - ウ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者であること。

(補助金の交付を受けることができる者)

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に勤務する保育補助者の人件費の総支給額とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、1年度あたり、当該年度の補助対象経費の合計額と3,079千円を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）に必要な書類を添付して、区長の定める期日までに提出させるものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、同条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金交付請求書（第4号様式。次項において「請求書」という。）を半期分ごとに区長の定める期日までに提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

(補助事業等の変更の承認)

第11条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、申請をした補助業者に通知するものとする。

(事故報告)

第12条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者へ世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業事故報告書（第7号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者へ、世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業実施状況報告書（第8号様式）により補助事業の遂行の状況等の報告を求めることができる。

(遂行命令)

第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者へこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して、世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）により当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第15条 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から40日以内に、補助事業者へ世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）を

提出させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金補助事業是正命令通知書(第12号様式)により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第15条の実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第8条の交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (5) 前各号のほか、補助金の交付の決定の内容、若しくはこれに付けた条件、規則に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

- 3 区長は、前2項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、世田谷区認証保育所保育補助者雇上強化事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式。以下「取消通知書」という。)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第17条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている補助金等の

返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(会計帳簿等)

第23条 区長は、補助事業者に、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、保育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(社会福祉法人等を補助事業者とする場合の読替え)

2 社会福祉法人（社会福祉法人社会福祉協議会及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を除く。）を交付決定事業者とする場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条 第1項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金交付申請書（第1 号様式）	補助金交付・貸付金貸付申請書（施行 規則第1号様式）
第9条 第1項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金交付決定通知書 （第2号様式）	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知 書（施行規則第3号様式）
	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金不交付決定通知 書（第3号様式）	
第14条 第1項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金補助事業遂行命 令通知書（第9号様式）	助成事業遂行命令通知書（施行規則第 5号様式）
第14条 第2項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金補助事業停止命 令通知書（第10号様式）	助成事業停止命令通知書（施行規則第 6号様式）
第15条 第1項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金実績報告書（第1 1号様式）	補助事業実績報告書（施行規則第7号 様式）
第17条 第3項	世田谷区認証保育所保育補助者雇 上強化事業補助金交付決定取消通 知書（第13号様式）	施行規則に規定する助成決定取消通 知書（施行規則第8号様式）